

福島県米国関税措置・物価高緊急対策事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人福島県産業振興センター（以下「産業振興センター」という。）理事長は、米国関税措置又は物価高の影響を受ける県内中小企業者等が実施する、商品開発や販路拡大、生産効率の向上等の取組に対して、その経費の一部を支援するため、この要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要領において掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 本事業に係る事業活動を遂行する本・支店、営業所等をいう。
- (2) 中小企業者等 別表1に掲げる資本金基準、従業員基準のいずれか一方を満たす個人、会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社）及び組合（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び生活衛生同業組合）をいう。

ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している会社、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している会社、大企業の役員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている会社は中小企業者等に含まないものとする。

また、大企業とは、中小企業者以外の者をいう。

なお、次のいずれかに該当する者については、大企業として扱わない。

ア 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

イ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

- (3) 補助事業者 本実施要領に基づいて交付決定を受けた者をいう。
- (4) 事業の中止 本事業着手後に本事業の遂行を取りやめることをいう。
- (5) 事業の廃止 本事業に着手することなく、本事業を取りやめることをいう。

(補助対象者)

第3条 本事業の対象は、次の要件をいずれも満たす者とする。

ただし、財団法人（公益・一般）、社団法人（公益・一般）、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体等は対象外とする。

また、組合における補助対象事業は、営利目的の事業に限る。

- (1) 第1条に定める取組を行う者
- (2) 米国関税措置又は物価高に起因して、令和7年4月以降、任意の1か月間の売上高、売上総利益、営業利益のいずれかが前年同期比で5%以上減少した者
- (3) 前条第1号に定める本社及び事業所等を共に福島県内に有する中小企業者等
- (4) 福島県専門家活用経営支援事業費（米国関税措置・物価高対策枠）補助金による専門家派遣の支援を受けた者

2 前項の規定に関わらず、補助事業者が次の各号に該当する場合は本事業の対象としない。

- (1) 国や地方公共団体等による補助金等において不正経理や不正受給を行ったことがあるとき
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定

する風俗営業（以下「風俗営業」という。）を営むと認められるとき（一部例外を除く）

- (3) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表をいう。以下同じ。）が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 23 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
- (4) 暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (8) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が(3)から(7)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき
- (9) (3)から(7)までのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、産業振興センターが当該契約の解除を求め、これに従わなかったとき
- (10) 第 2 条第 1 号に定める事業所の県外移転を行う（検討開始を含む。）ことが明確なとき
- (11) 福島県税の滞納がある者
- (12) 国又は地方公共団体から出資を受けている者
- (13) 前各号に掲げる者のほか、産業振興センターが不適當であると認める者

（補助事業の対象）

第 4 条 補助事業の対象は、補助事業者が事業計画等に基づき実施する、米国関税措置又は物価高の影響を受け、それを乗り越えるための経営強化に資する取組とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としないものとする。ただし、福島県と協議の上、産業振興センターが必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 他の補助金等を活用して同一の内容で行われる事業
- (2) 特定の政治活動に関連した事業
- (3) 特定の宗教に対する援助、助長、促進、圧迫、干渉等となるような事業
- (4) 公序良俗に反する事業、又は社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業に関連して行われる事業）

（補助対象経費等）

第 5 条 補助事業のうち、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助対象期間並びに補助率及び補助上限額は別表 2 に定めるとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

（対象期間）

第 6 条 補助金の交付の対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、補助金交付決定日から令和 8 年 12 月 31 日までとする。

2 補助事業者が、補助金の交付決定前に補助事業に着手した場合は、補助金の交付を受けることができない。

(対象経費)

第7条 対象経費は、別表2に掲げる経費のうち、原則として、対象期間内に発注・契約を行い、納品、支払（決済）の全てを完了し、帳簿、証憑等によりその事実を確認できる経費とする。

(交付の申請等)

第8条 本事業の補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は交付申請書（様式第1号、様式第1号別紙、様式第2号）を産業振興センターが別に定める書類を添えて、指定する期日までに産業振興センターに提出するものとする。

(補助金の交付の決定等)

第9条 産業振興センターは、交付申請書の提出があったときは、内容を審査し補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行うものとする。

なお、産業振興センターは、必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付の決定を行うことができる。

2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

3 産業振興センターは、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条第3項の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、産業振興センターが別に定める期日までにその理由を記載した書類を添付して、交付申請を取り下げることができる。

(補助事業の変更等の申請等)

第11条 補助事業者は、第8条第1項の規定により提出した交付申請書等について、次の各号の一に該当する変更をしようとする場合は、予め変更承認申請書（様式第3号）を産業振興センターに提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の配分の変更について、その変更額の合計が交付決定額の増額又は20%を超える減額をしようとするとき

(2) 本事業の実施計画の一部中止又は変更、目標値の変更など事業内容を著しく変更しようとするとき

(3) その他産業振興センターが必要と認めるとき

2 補助事業者は、本事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を産業振興センターに提出しなければならない。

3 産業振興センターは、前各項の申請に対し、承認する場合において、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができることとし、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに任意の様式による事故報告書を産業振興センターに提出し、その指示を受けなければならない。

(補助事業遂行の義務)

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

また、補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、産業振興センターの要求があったときは速やかに状況報告書を産業振興センターに提出しなければならない。

2 補助事業者は、令和 8 年 1 2 月 3 1 日までに補助事業を完了しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業完了の日から起算して 3 0 日を経過した日又は令和 8 年 1 2 月 3 1 日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第 5 号）を産業振興センターに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 15 条 産業振興センターは、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容（ただし、第 11 条第 1 項に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項に規定する補助金の額は、千円単位とし、端数は切り捨てるものとする。

(交付決定の取消し)

第 16 条 産業振興センターは、第 11 条第 2 項の補助事業の中止（廃止）の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 9 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本実施要領又は法令若しくは本実施要領に基づく産業振興センターの指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 産業振興センターは、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 産業振興センターは、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、産業振興センターが別に定める期日までに返還を命ずるものとする。

(財産の管理等)

第 18 条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、単価 50 万円（税抜）以上の取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第 7 号）を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の取得財産等があるときは、第 14 条に定める実績報告書に取得財産等管理台帳（様式第 6 号）を添付しなければならない。
- 4 産業振興センターは、補助事業者が、取得財産等を、補助金等の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供すること（以下「処分」という。）により収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を産業振興センターに納付させることができる。

（財産の処分の制限）

- 第 19 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円（税抜）以上の建物、建物に付属する構築物、設備、備品及びその他の財産とする。
- 2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和 53 年 8 月 5 日通商産業省告示第 360 号）に準じるものとする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 7 号）を産業振興センターに提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（成果の発表）

- 第 20 条 産業振興センターは、本事業が完了したときは、補助事業者と事前に調整・了承を得た上で、その成果を発表させることができる。
- 2 補助事業者は、産業振興センターが前項に規定する成果の普及を図るときは、これに協力しなければならない。

（立入検査等）

- 第 21 条 産業振興センターは、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

（補助金の支払、請求）

- 第 22 条 産業振興センターは、第 15 条により補助金の額を確定後、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 8 号による支払請求書により、産業振興センターに補助金の支払請求を行うものとする。

（補助金の経理）

- 第 23 条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（書類の提出部数）

- 第 24 条 この要領により産業振興センターに提出する書類の部数は、1 部とする。

(補 則)

第 25 条 この要領に定めるもののほか、補助金交付に関して必要な事項は、産業振興センターが別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

主たる事業を営んでいる業種		＜資本金基準＞ 資本金の額又は出資 の総額	＜従業員基準＞ 常時使用する 従業員 の数(※)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）		3 億円以下	3 0 0 人以下
	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	9 0 0 人以下
卸売業		1 億円以下	1 0 0 人以下
サービス業（下記以外）		5 千万円以下	1 0 0 人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下	3 0 0 人以下
	旅館業	5 千万円以下	2 0 0 人以下
小売業		5 千万円以下	5 0 人以下

※常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

別表 2（第 5 条関係）

補助対象経費	補助対象期間	補助率及び 補助上限額
補助事業者が実施する補助事業で、交付決定日から令和 8 年 1 2 月 3 1 日の間に要する経費のうち機械設備等購入費、新商品開発費、資材等費、外注費・委託費、展示会等出展費、会議費、旅費、その他直接経費等	交付決定日から、 令和 8 年 1 2 月 3 1 日まで	補助率 3 分の 2 以内 補助上限額 1, 000 千円

費 目	説 明
機械設備等購入費	機械装置及び設備・備品の購入費・リース料・割賦料 機械装置及び設備・備品の製作・改造・使用・設置・送料に要する経費等 ※上記と一体的に発注するもの（機械装置等の設計費、機械装置等と一体となるソフトウェア購入費等）も含む。但し、事業実施に必要な不可欠な機能・規模と認められるものに限る。 ※パソコンやタブレットなど、汎用性があり、補助目的以外にも使用できる物品については、補助対象外とする。 ※リース料・割賦料は、対象期間分のみが補助対象。 ※機械装置及び設備・備品の設置・改修等で必要とする、既存の建物・設備等の改修および解体費・処分費・撤去費等は対象とする。
新商品開発費	新商品の試作品や、製品パッケージの試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために要する経費
資材等費	補助事業遂行に必要な資材・部品等の購入に要する経費等
外注・委託費	自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する経費や要求仕様のみを示し相手方ノウハウにも期待した上での外部への製造委託等に要する経費。（但し、補助対象事業の核となる要素すべてを委託することはできない。） 試験検査等の委託費（福島県が設置する試験研究機関に対する検査手数料は除く）、市場調査、デザイン料、システム開発費、ホームページ（web サイト）制作等。 ※外注・委託による成果物が補助事業者には帰属しない場合は、補助対象外とする。
展示会等出展費	展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費（出展料、運搬費、通訳料、翻訳料等） ※オンラインによる展示会・商談会等を含む ※販売のみを目的とし、販路開拓に繋がらないものを除く ※自主企画により開催する展示会に要する経費は補助対象とする。（販売のみを目的としないもの） ※例年参加している展示会等への出展費は補助対象外
旅 費	補助事業遂行に必要な旅費・交通費（公共交通機関の利用に限る。なお、新幹線等鉄道のグリーン車料金、タクシー代は補助対象外。）
会議費	講師や専門家等への旅費・謝礼金、外部のセミナー・講演会の受講料、会議や講演を開催する際の会場や備品等の利用に要する経費等
その他直接経費等	広告料、パンフレット・リーフレット等の作成費、省エネ設備の更新費、上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費 ※例年実施している広告、広報等の費用は補助対象外

※ 親会社・子会社等への発注や外注による経費は、原則、対象経費として認められません。

(参考) 対象とならない経費の例

- 消費税
- 保守料
- 旅費としての新幹線等鉄道のグリーン車料金、タクシー代
- 旅費としてのガソリン代、レンタカー代、高速道路通行料金、駐車料金
- 文房具などの一般事務用品
- 汎用性があり目的外使用になり得るもの
(例：事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン及びデジタル複合機、顧客データベース、総務財務システムなどのソフトウェア資産の購入費等。)
- 華美なもの（必要以上に高価な什器、美術品等）
- 雑誌定期購読料、新聞代、団体等の会費
- 自動車等車両、船舶、航空機等の購入費・修理費・車検費用
- 土地の購入費、土地造成費、建物建築費、不動産の取得に係る経費
- 土地・建物の賃借料
- 建物・設備の設置・改修等を伴わない、既存の建物・設備等に係る解体費・処分費・撤去費
- 日本の特許庁に納付される知的財産権に係る手数料等、他者からの知的財産権購入費
- 電話加入権、電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 中古品
- 人件費
- 補助金の申請・報告等の書類作成・送付にかかる費用
- 各種保険料
- 販売を目的とした製品・商品等の仕入、生産等に係る経費（※テスト販売を除く）
- 商品券等の金券、収入印紙
- 借入に伴う支払利息、公租公課（消費税及び地方消費税額等）、建物登記費用・官公署に支払う手数料等（福島県が設置する試験研究機関に対する支出も含む）、振込手数料（代引手数料を含む）
- 地鎮祭、上棟式、竣工式等の経費
- 贈答のために購入する土産物に係る経費、飲食費、接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、訴訟等のための弁護士費用
- 帳簿、証憑等により、発注・契約、納品（検収）・履行完了、支払（決済）等の経理処理が適切に行われたことを確認できない経費
- 補助事業の遂行に直接関係しない経費。ただし、目的外の経費相当額が明確な場合は、同額を除いた額を補助対象として扱うことができる。
- 上記のほか、公的資金支援を受けた事業の経費に含めるものとして社会通念上、不適切と認められる経費

※テスト販売とは、補助事業者が本事業で開発等を行った試作品を、①展示会等のブース、②補助事業者が所有若しくは自ら借り上げた販売スペース、③第三者への委託などにより、限定された期間に、不特定多数の人に対して、試験的に販売し、商品仕様、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動に繋げるための事業をいう。補助事業で開発した試作品のテスト販売を認める要件は以下のとおりとする。なお、テスト販売の実施に伴う収入が発生した場合には、当該収入を補助対象に係る経費から差し引いて算出するものとする。

【要件】

- ・テスト販売品の販売期間が概ね1月以内となること。
- ・テスト販売は、同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないこと。（試作品の改良、販売予定価格の改定をした場合を除く。）
- ・テスト販売品には、「テスト販売価格」などと通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう、テスト販売品である旨を明記すること。
- ・消費者等に対してアンケート等の調査を行い、テスト販売の効果を検証すること。